

## Tokyo スイソ推進チーム 活動規約

### 1 名称

本チームは、Tokyo スイソ推進チーム（略称：チームすいすい）と称します。

### 2 目的

本チームの目的は、それぞれの団体が行う活動に加え、水素エネルギーの普及に向けたビジョンの共有及び情報の発信により、水素社会の実現に向けたムーブメントを醸成することです。

### 3 構成・組織

- (1) 本チームは、東京都及び 4(1)で参加承認を得た団体（以下「メンバー」といいます。）をもって構成します。
- (2) 本チームの事務局は、東京都産業労働局が行います。
- (3) 各メンバーのビジョン及び進捗状況を共有するとともに、本チームの活動の方向性等について意見交換を行うために、別に定める規約に基づき運営会議を開催します。

### 4 参加資格等

- (1) 環境負荷の低減及びエネルギー供給源の多様化を目指すことを目的に水素エネルギーの普及促進に向けた活動を現に東京都内で行っている団体又は将来行う予定である団体（政治団体及び宗教法人を除く。）は、事務局に対して申請書を提出し、参加承認を得ることで本チームに参加することができます。
- (2) 参加希望団体は、既に行っている活動や今後行う予定の活動を含め、水素エネルギーの普及促進に向けた取組をご登録いただきます。

### 5 参加の不承認

別記様式第 1 号の申請書を提出しても、次のいずれかに該当する場合には事務局の判断により参加承認されないことがあります。

- (1) 申請に必要な団体の概要、営業内容等を説明する資料に不備がある場合
- (2) 申請内容に虚偽が認められる又は不適切であると判断される場合
- (3) 取組内容に不正があると判断される場合
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団に該当する団体若しくは代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいる団体と判断される場合
- (5) その他、団体の活動又は取組内容が東京都の施策又はその方向性に合致していないと事務局が判断する場合

## 6 活動内容

メンバーは、本チームの目的を達成するために、それぞれが行う水素エネルギーの普及促進に向けた活動に加え、本チームのメンバーと連携し広く都民に向けて水素エネルギーについて啓発していただきます。また、事務局と協議のうえ、別紙 1 に記載のある活動に積極的に参加していただきます。

## 7 不適切な活動の是正

事務局は、メンバー又はその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該メンバー等に対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

- (1) 本活動規約に違反し、又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 共通ポスター・チラシ使用規約に違反し、又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 本チームに参加することで、東京都が各メンバーが提供するサービスの品質を担保・証明すると誤解されるような活動等を行い、またはその疑いがあると認められる場合
- (4) その他本チームの目的に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

## 8 参加承認の取消

事務局は、メンバーが次のいずれかに該当する場合、当該メンバーの参加承認を取り消すことができます。参加承認を取り消されたメンバーは、以後、共通ポスター・チラシ使用や本チームメンバーであることの公表ができなくなります。

- (1) 倒産又は解散をした場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為をした場合
- (3) 上記 7 に掲げた不適正な活動に対する事務局からの是正等に応じなかった場合
- (4) その他、本チーム又は事務局の信用を傷つける行為を行ったと認められた場合

## 9 その他

Tokyo スイソ推進チームは、本チームへの参加により、東京都が各企業・団体が提供する商品やサービスの品質を担保・証明するもの及び各メンバーの営業活動を推奨するものではありません。

## 別紙1 Tokyo スイソ推進チーム 活動内容

- ① 発足式及び水素エネルギー推進セミナー（仮称）への参加又は登壇
- ② ウェブサイトにおける団体名の公表
- ③ メンバーの連名による「水素推進宣言」の発表
- ④ スイソミル2階等へ展示物の出展
- ⑤ 都から提供するチラシ、ポスター等の掲出又は配布
- ⑥ SNSでの連携
- ⑦ イベントの共同出展